

# 社会福祉施設等における新型インフルエンザ に対する事業継続計画策定の手引き

平成 2 2 年 1 1 月

大分県福祉保健部

## 目 次

### 【社会福祉施設等における新型インフルエンザに対する事業継続計画策定の手引き】

#### 新型インフルエンザ対策の基本的な考え方

1．はじめに	1
2．社会福祉施設に求められる役割	2
3．新型インフルエンザとは	3
4．社会福祉施設における新型インフルエンザ対策	7
5．新型インフルエンザの各段階における対策とチェック表	9

#### 事業継続計画（BCP）の策定方法

1．事業継続計画（Business Continuity Plan）とは	17
2．社会福祉施設におけるBCP策定作業の進め方	18

#### 資料集

##### 対応組織の検討用資料

資料1 各発生段階における実施業務及び職員配置の概要	22
資料2 緊急連絡網	23
資料3 新型インフルエンザ発生時の職員勤務態勢事前調査例	24

##### 感染防止対策用資料

資料4 手洗いの基本	25
資料5 消毒方法について	28
資料6 新型インフルエンザ用 感染防御資材一覧	30
資料7 利用者・職員が発症した場合の対応例	34

##### チラシ、ポスター

資料8 利用者・家族への情報提供チラシ	35
平時 海外発生時 県内発生、通所サービス休止時	
資料9 面会者の方へお願い	38
海外発生時 県内発生、面会中止時	
資料10 家庭でできる新型インフルエンザ対策	40
資料11 咳エチケット	41

### 【別冊】新型インフルエンザにかかる事業継続計画(BCP) 作成例

別冊作成例については、静岡県厚生部・静岡県老人福祉施設協議会作成の『特別養護老人ホームにおける新型インフルエンザに対する「事業継続計画」の作成例(第1版 平成21年8月)』を参考にさせていただきました。

# 新型インフルエンザ対策の基本的な考え方

## 1.はじめに

社会福祉施設は、高齢者や障がい者、乳幼児、児童などの抵抗力の弱い人々が集団で生活を行っており、ひとたび施設で新型インフルエンザ等の感染症が発生すると、感染が拡大することが懸念されています。

入所施設では、サービス提供を24時間365日行い、利用者の生活を支えています。その他の施設においても、利用者及び職員の健康・身体・生命を守るための責任を負っています。そのため、新型インフルエンザ流行期における施設の役割として、サービスの継続、利用者の安全確保、職員の安全確保が求められています。

また、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、施設の運営に様々な支障が生じることが予想されます。今後、感染力が強く、感染した場合の重症化が懸念される毒性の強いインフルエンザの発生も想定され、更なる対策も必要となります。

平成21年度に発生した新型インフルエンザの対応を踏まえ、社会福祉施設に求められるサービス等の事業を維持継続することを前提に、施設において事前に対策を講じられるように、本手引きを作成しました。

なお、本手引きは標準的なものであり、施設の利用者の特性や提供しているサービス内容等、施設の特性に応じて作成することが求められます。今後、各施設の実態に応じたマニュアルを作成し、訓練やシュミレーションなどを実施し、内容を随時検証しておくことが重要です。

## 2 . 社会福祉施設に求められる役割

本手引きは、社会福祉施設が、新型インフルエンザの大流行時において、求められる役割を果たすために、実施すべき事項をまとめたものです。施設の規模にかかわらず実施が必要な事項ですので、全施設で順次対策を進めてください。

### サービスの継続

社会福祉施設は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。特に入所施設では新型インフルエンザの大流行時にも事業を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要です。訪問事業所、通所施設においても極力事業を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の一時閉鎖を余儀なくされても、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

### 利用者の安全確保

体力が弱い高齢者や乳幼児等が多数集まる施設内では、いったん集団感染が発生した場合、深刻な人的被害が生じる可能性があります。そのため、利用者の安全確保に向けた感染防止策をいっそう強化する必要があります。

### 職員の安全確保

感染拡大時に事業継続を図ることは、職員が感染するリスクを高めることとなります。従って、職員の感染防止のため適切な措置を講じることは使用者の責務となります。

### 3. 新型インフルエンザとは

#### (1) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、これまでにヒトに感染したことがない（または、偶発的にヒトに感染していた）動物インフルエンザウイルスが、遺伝子の変異によってヒトの体内で増殖できるように変化し、さらにはヒトからヒトへと伝染することが容易になったウイルス（新型インフルエンザウイルス）により、ヒトが感染して起こる疾患のことをいいます。

人類はこのインフルエンザウイルスに対する抵抗力（免疫）を持っていないため、感染しやすく、大流行（パンデミック）を引き起こす可能性があります。

インフルエンザウイルスは、自然界においてカモ、アヒルなどの水鳥を中心に多くの鳥類に感染します。それを「鳥インフルエンザ」といいます。鳥インフルエンザのなかでも、ニワトリ、カモなどが感染により死亡してしまう重篤な症状をきたすものを「高病原性鳥インフルエンザ」といい、その原因となるウイルスを「高病原性鳥インフルエンザウイルス」といいます。

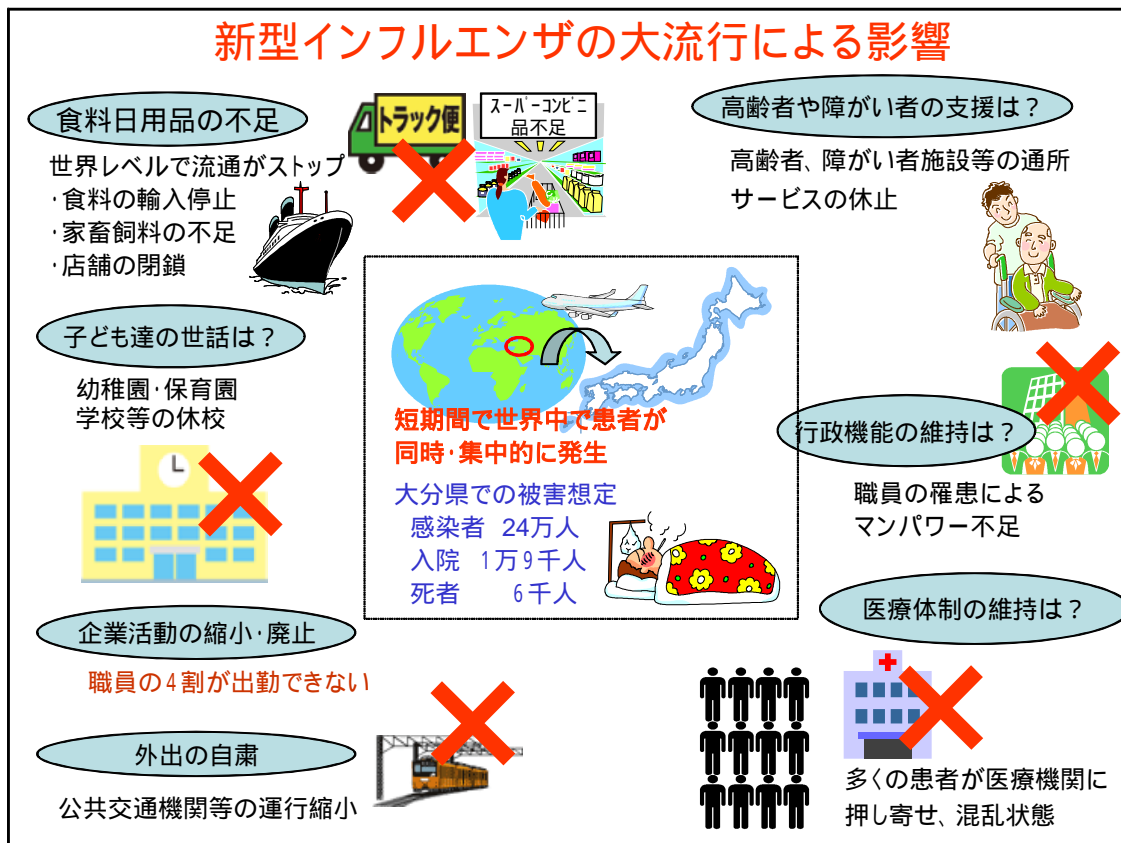
高病原性鳥インフルエンザウイルスは、通常ヒトに感染することはありませんが、これまでもインドネシア、ベトナム、エジプトなどを中心に、ヒトに感染した高病原性鳥インフルエンザ発症事例、死亡例が報告されています。

#### (2) 新型インフルエンザによる影響

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でその流行規模を完全に予測することはできません。

新型インフルエンザは健康被害だけに留まらず、社会活動、経済活動においても、次のような影響や事態が生じることが十分に考えられます。

よって施設内の感染予防・感染拡大防止対策に加えて、社会活動の制限等に伴う影響に備えて対策を講じておくことが必要になります。



### ( 3 ) 新型インフルエンザの症状・診断・治療

現在、新型インフルエンザに変異することが懸念されているものに、高病原性鳥インフルエンザがあります、そのヒト感染での症状（東南アジアなどでの事例）として、発熱、咳などの症状に加え、結膜炎、呼吸器症状や、多臓器不全に至る重症なものまで様々な症状がみられます。死亡率は高く、直接死因は肺炎でした。

しかし、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測することが困難です。

新型インフルエンザが出現した場合、これまでの知見や臨床例から症状などについての症例定義がWHOや厚生労働省から示される予定です。

また、新型インフルエンザは、確定診断のためには、専門的な検査を行うこととなります。

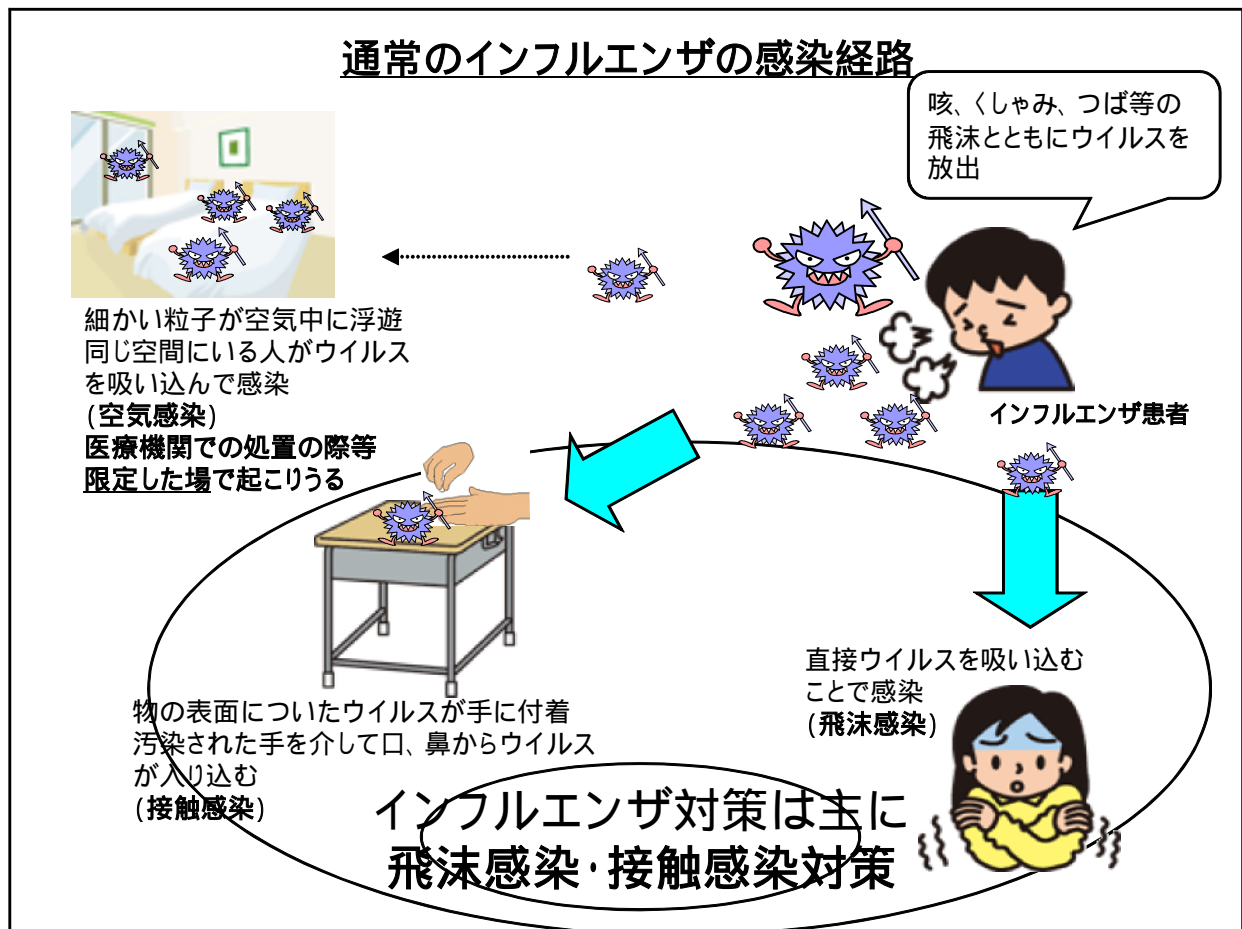
治療については、通常のインフルエンザの治療に使われている抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル(商品名：タミフル)やザナミビル(商品名：リレンザ)など)が有効であると考えられています。大分県では抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っており、タミフルやリレンザの流通が不足したときは、必要な医療機関へ備蓄薬を供給することとしています。

#### (4) 新型インフルエンザの感染経路とその予防

現時点で新型インフルエンザは発生していないため、この段階で感染経路を特定することはできませんが、通常のインフルエンザと同様の感染防御対策で感染のリスクを減らすことが可能といわれています。

通常のインフルエンザの多くは、咳、くしゃみ、会話などで飛散した飛沫粒子で伝播し感染します（飛沫感染）。

その他にも、ウイルスを含む飛沫物の付着した物に触れた手を介した接触感染も考えられています。



以上の感染経路から、以下の対策を行うことが重要です。

飛沫感染予防：咳エチケットの徹底

対面で行う食事や行事を避ける

有症状時や体調不良時、および家族に感染者がいる場合のマスクの着用

人ごみや繁華街への外出を避ける

接触感染予防：手洗い、消毒

次のような持病を持った方々は、新型インフルエンザにかかると重症化しやすい「ハイリスク群」と呼ばれており、より一層慎重な対応が求められます。

インフルエンザのハイリスクとなる持病

- ・ 慢性呼吸器疾患
- ・ 慢性心疾患
- ・ 糖尿病などの代謝性疾患
- ・ 腎機能障害
- ・ ステロイド内服などによる免疫機能不全

インフルエンザが重症化することがあると報告されている方々。

- ・ 妊婦
- ・ 乳幼児
- ・ 高齢者



## 4 . 社会福祉施設における新型インフルエンザ対策

### ( 1 ) 社会福祉施設における新型インフルエンザ対策の基本的な考え方

新型インフルエンザは健康被害だけに留まらず、社会活動、経済活動にも影響が及ぶことから、施設内の感染予防・感染拡大防止対策に加えて、社会活動の制限等に伴う影響等にも備えて対策を講じていくことが重要です。

新型インフルエンザの発生段階ごとに、社会福祉施設が実施する新型インフルエンザ対策を「危機管理体制」「情報収集と提供」「感染拡大防止」「感染者への支援」「社会的機能の維持」の5つを柱として、チェック表にそれぞれ具体的な取り組みを掲載しました。

こうした取り組みを通じて、施設内での新型インフルエンザの感染拡大を最小限に留めると共に、新型インフルエンザの流行時においても各施設において優先すべき業務を継続することを目指します。

#### 【社会福祉施設の新型インフルエンザ対策の構成】

柱	概要（例示）
危機管理体制	新型インフルエンザ対策委員会等の危機管理組織 ・意志決定方法の確認 （施設長が罹患、出張等の不在時の対応等） 連絡体制 ・関係機関連絡体制、職員間・利用者への連絡体制
情報収集と提供	利用者やその家族の情報 ・サービス休止時の介護者の有無等の家族状況 ・利用者の基礎疾患、他の利用サービス等 新型インフルエンザに関する情報の収集と職員間の共有 ・新型インフルエンザの基礎知識、感染防止対策等 ・新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法等） ・発生状況、国県等の対策
感染拡大防止	感染予防策の周知 感染防護物品及び生活必需品の確保 利用者、職員の健康状況の把握と有症時の対応
感染者への支援	利用者が感染者となった場合の対応 ・サービスの代替、介護者の確保、安否確認等 入所者が感染者となった場合の対応 ・個室への移動等の感染拡大防止策
社会的機能の維持 （施設機能の維持）	事業継続計画等の運営方針の決定 職員が欠勤したときの職務代行者 出入り業者の代替措置等

## (2) 新型インフルエンザ発生段階ごとの対策について

状況	発生の具体的状況
事前準備	新型インフルエンザ発生前～新型インフルエンザ海外発生
患者発生時	新型インフルエンザ国内・県内発生
休業時	新型インフルエンザ県内大流行 (職員が罹患しサービスの提供維持が困難な場合)

以下に各発生段階における状況を示します。具体的な対策をチェック表にまとめましたので、次ページ以降を確認してください。必要な対策は、大きく分けて、「事前準備」、「施設内患者発生」、「休業」の3つになります。

新型インフルエンザ発生前の対策( P 9 ~ 1 0 のチェック表 1 で確認してください)

新型インフルエンザが発生・流行した場合には、通常の施設運営が困難になることを前提に、事前対策を講じておくことが必要です。

新型インフルエンザ海外発生期の対策( P 1 1 チェック表 2 )

新型インフルエンザが一旦発生すると、交通網が発達している現代では、短期間で世界中に感染が広がると考えられています。

新型インフルエンザの発生が確認された時点で、大分県では「大分県新型インフルエンザ対策本部」及び保健所単位で「大分県新型インフルエンザ現地対策本部」を設置します。

施設においても、新型インフルエンザ危機管理体制を立ち上げ、感染予防対策を開始します。

新型インフルエンザ国内、県内発生期の対策( P 1 2 チェック表 3 )

国内で新型インフルエンザ患者が発生した場合、県内にも確実に患者が発生すると予想されるため、対策をレベルアップし、強化していくことが必要です。

新型インフルエンザが県内で発生し始めると、利用者や職員が罹患する危険も高まります。施設内に新型インフルエンザを持ち込まない、施設内で集団感染が生じないように、感染防止対策を行っていきます。

また、職員の欠勤が増加した場合、重要度が低い業務の縮小や中断が必要なときがあります。

新型インフルエンザ県内大流行期の対策( P 1 4 ~ 1 6 チェック表 4、5 )

この段階になると、職員の中にも罹患が増加し、取引業者においても業務の継続ができず停止するなど、様々な社会活動、経済活動に影響が生じます。そのような中で、業務を継続するにあたり支障等が生じる場合、通所施設などでは事前に設定した手順に従い、利用者の利便性を損なうことないように休業措置へ移行します。

新型インフルエンザの初期封じ込めができず、県内各地で新型インフルエンザ患者が確認され、多くの患者で医療機関は混雑すると考えられます。

## 5. 新型インフルエンザの各段階における対策とチェック表

### チェック表1「新型インフルエンザ発生前の対策」

危機管理	新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の確認	施設内に新型インフルエンザ対策本部の設置 意志決定方法の確認（トップ不在時の意思決定が行えるよう代替者を決めておく） 発生時の施設の運営方針の決定 （業務の優先度について協議、サービスの中止時期についての検討等） 対策推進のための責任者、担当者の選定 発生段階に応じた施設での各対策、職員配置等の確認 職員等の教育、訓練等の企画	
		新型インフルエンザ発生時の関係機関との連絡体制（平日・休日夜間）の確認 嘱託医 県所管課 市町村所管課 管轄保健所	【参考資料】 資料集：資料2（緊急連絡網）
		施設内での連絡体制の確認 職員間 利用者（利用者の家族も含む）	
情報収集と提供	新型インフルエンザに関する情報収集	新型インフルエンザに関する情報を定期的に情報収集 新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法等） 国、自治体（県、市町村）の対策	【新型インフルエンザ対策関連情報】 ・厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/</a> ・大分県庁ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/site/singata/">http://www.pref.oita.jp/site/singata/</a>
		新型インフルエンザに関する情報（発生状況、対策等）を職員間で共有 （施設内での周知方法を検討しておく）	
	職員への新型インフルエンザに関する正しい知識の周知	職員への新型インフルエンザ研修の実施 新型インフルエンザの基礎知識 感染防御対策 ・正しい手洗い方法の習得 ・感染防護物品の使用方法 ・消毒方法 施設独自の対応等 ・運営方針 ・各発生段階での対応について	【参考資料】 資料集：資料4（手洗いの基本） ：資料5（消毒方法について） ：資料6（感染防御資材一覧）
	サービス利用者に関する情報収集	サービス利用者の状況を把握 家族構成（施設閉鎖の際の介護者の有無） 支援内容（サービス内容・回数・方法・介護度） 基礎疾患 かかりつけ医および治療内容	

	サービス利用者やその家族に対する新型コロナウイルス感染症に対する情報提供	新型コロナウイルスに関する情報提供 (発生時にパニックを起こさず適切な判断・行動がとれるよう、正しい情報を提供)	【参考資料】 資料集：資料8 - (平時の利用者・家族への情報提供チラシ)	
		サービス利用不可条件の説明およびサービス休止の場合の代替サービスの提供方法		
		施設閉鎖時の運営方針についての説明 (サービスの縮小、停止などについて事前の説明、理解を求める)		
感染拡大防止	感染拡大防止対策	発生に備えた感染拡大防止対策の実施及び検討 遵守すべき施設環境基準(室温・湿度、トイレ等の消毒等)の設定とチェック体制 利用者の健康チェック体制の確立 職員の健康状態の把握、報告体制の確認 一般的な感染症対策として消毒、清掃の実施 温湿度計、ふた付きのゴミ箱、加湿器などの機材の整備		
	感染予防策の周知	新型コロナウイルス発生後の感染予防対策について職員への周知		
	感染防護物品及び生活必需品の確保	必要な感染防護物品及び日常生活用品のリストアップ	リストアップした物品、用品の在庫、消費期限の確認及び備蓄	【参考資料】 資料集：資料6 (感染防御資材一覧)
	健康状態の把握	日常から利用者・職員(家族を含む)の健康状態を把握し、変化があれば早期に対応できる体制づくり 利用者・職員(家族を含む)の健康状態の把握方法、体制		
罹患時の対策の検討	利用者・職員や家族が罹患した場合の対応を検討 利用者・職員が罹患した場合 利用者・職員の家族が罹患した場合	利用者・職員：解熱後2日間は自宅待機 利用者・職員の家族：職員については、自宅での感染予防を徹底し、マスクを着用し勤務(利用者との接触のない勤務とする) 利用者については、自宅で健康観察を行う (自宅待機をさせる場合、家族発症後4日間といった規定ではなく潜伏期間を考慮すること)		
社会的機能の維持	運営方針の決定	施設の特性や利用者の状況を踏まえ、優先すべき業務を選定		
		職員の欠勤人数に応じた、通常業務、事業縮小、施設閉鎖の基準を作成		
	事業継続のための情報収集等	新型コロナウイルス発生時に家族の介護等で出勤できない職員がどのくらいいるのかを事前に把握し、それを踏まえた上で人員計画を策定(保育所や介護施設等が閉鎖されたときの影響を考慮して策定)		【参考資料】 資料集：資料3 (職員勤務態勢の事前調査例)
事業を継続するにあたって、その継続に必要な不可欠な取引業者を洗い出し、業務が継続できるよう取引業者と情報を共有(取引業者が閉鎖した場合の代替策も検討する) 外注の給食サービス業者 リネン等の取引業者 衛生用具等の取引業者 廃棄物等の取引業者 その他( )				

**チェック表 2 「新型インフルエンザが海外で発生（国内非発生）」**  
 この段階では、通常の施設運営を継続しながら、新型インフルエンザ危機管理体制を立ち上げ、情報の収集や、感染予防対策などを開始する

危機管理	新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の立ち上げ		新型インフルエンザ対策本部を常設の組織とし、組織としての意思決定を行うと共に、事前の取り決めに基づき個々の対策（情報収集、感染防止対策等）を開始、実行	
			新型インフルエンザ発生時の関係機関との連絡体制を再度確認 （発生に伴い新たな組織や相談窓口が設置されることから、事前に確認したものに追加して再度連絡体制の確認を行う） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大分県新型インフルエンザ対策本部」（大分県）</li> <li>・「大分県新型インフルエンザ現地対策本部」（各保健所単位）</li> </ul>	<b>【参考資料】</b> 資料集：資料 2（緊急連絡網）
情報収集と提供	新型インフルエンザに関する情報収集		国、県の対策本部から提供される新型インフルエンザに関する最新の情報を収集	【新型インフルエンザ対策関連情報】 ・厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/</a> ・大分県庁ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/site/singata/">http://www.pref.oita.jp/site/singata/</a>
	情報提供		最新の情報を職員へ伝え、感染症対策の開始・強化を指示	
感染拡大防止	感染予防策の開始		事前に定めた「施設での取り決め、ルール」に基づいて、感染予防対策を開始、強化（感染予防策） <ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に備蓄した感染防護物品の確認</li> <li>不足分の感染防護物品を確保</li> <li>手洗いの徹底</li> </ul> </li> <li>健康管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康チェック体制の強化</li> <li>職員の健康状態の把握、報告体制の強化</li> <li>利用者・職員の家族等に有症者が発生した場合の報告体制の確認</li> </ul> </li> <li>施設管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>外来者の健康状態の確認（有症状者の面会制限、マスク着用の依頼等）</li> <li>施設内の換気、温湿度管理、ごみ箱設置等の環境整備</li> </ul> </li> </ul>	
		健康状態の把握	日常から利用者・職員（家族を含む）の健康状態を把握し、変化があれば早期に対応できる体制づくり 利用者・職員（家族を含む）の健康状態の把握方法、体制	
			面会者にも面会前に健康状態の報告を求め、状況によっては面会を制限	<b>【参考資料】</b> 資料集：資料 9 - （海外発生時の面会者への注意喚起チラシ）
社会的機能の維持	運営方針の周知		国内発生に備え、今後の業務運営体制を関係者、関係機関へ周知	
	関係機関との調整		事前にリストアップした事業継続に必要な不可欠な取引業者と、情報を共有	

### チェック表3 「新型インフルエンザが国内・県内で発生」

県対策本部の閉鎖の要請がない場合は、原則業務を継続する。  
外部からのウイルスの持ち込みを避けるための感染防止措置を行う

危機管理	新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の運営		新型インフルエンザ対策本部は、県対策本部から通所サービスの中止または縮小の要請があった場合は、要請に従い速やかにそのための調整を行う。要請がない場合は、業務を継続する。また、重要業務へ人材、資源を集中させるための施設内での調整	
			施設の運営状況、患者発生状況について事前の取り決めに基づき、報告	
情報収集と提供	新型インフルエンザに関する情報収集		国、県の対策本部から提供される新型インフルエンザに関する最新の情報を収集（患者の発生状況、医療体制等についても最新の情報を把握する）	【新型インフルエンザ対策関連情報】 ・厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/</a> ・大分県庁ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/site/singata/">http://www.pref.oita.jp/site/singata/</a>
	情報提供		職員へ引き続き感染症対策の開始・強化を指示するとともに、変化が生じた場合にはすぐに報告を求める	
			入所者に対して、外出の自粛、マスクの着用、手洗いの徹底を指導	
			面会者に対して面会中止を説明	【参考資料】 資料集：資料9 - （国内発生、面会中止時の面会者への注意喚起チラシ）
		中止の要請があった場合は、通所サービス利用者とその家族へサービスの中止を説明すると共に、中止後の自宅での感染予防対策（手洗い、うがい、外出の自粛）の徹底を呼びかける。ない場合は、健康管理の徹底と有症状時の対応（施設利用の自粛と自宅での対応、代替措置の説明）	【参考資料】 資料集：資料8 - （県内発生、通所サービス休止時の利用者・家族への情報提供チラシ）	
感染拡大防止	感染予防策の徹底		<p>感染予防対策の強化、徹底（感染予防策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サージカル（不織布）マスクの着用</li> <li>手洗いの徹底</li> </ul> <p>（有症者への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者 個室隔離</li> <li>通所者 利用の自粛</li> <li>職員 出勤停止</li> </ul> <p>（健康管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康チェック体制の強化</li> <li>職員の健康状態の把握、報告体制の強化</li> <li>利用者・職員の家族等に有症者が発生した場合の報告体制の強化</li> </ul> <p>（出勤時の感染リスクの回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の利用を控え、自家用車通勤を推奨</li> </ul> <p>（施設管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入り口に手洗い、消毒設備の設置、手指消毒の徹底</li> <li>原則職員以外の立ち入りを制限</li> <li>利用者の外出原則禁止</li> <li>施設内の消毒強化</li> <li>施設内の換気、加湿</li> </ul>	

	健康状態の把握強化	職員、職員の家族等の健康状態の把握体制の強化 ・職員については出勤時に体温測定と報告、感染防護具の着用を義務づけ ・38以上の発熱又は自覚症状がある職員、また感染者と濃厚に接触し自宅待機を要請されている職員は出勤をさせない	
		利用者の健康チェック体制の強化 (毎日定時に体温測定を行う。通所者は来所前と来所時の健康チェックを徹底する)	
	外出の自粛等	施設内へのウイルスの持ち込みを防ぐため、勤務中の職員並びに入所者の外出を制限する また、入所者が一堂に会する行事の中止やボランティア等の施設への来所を中止する	
感染者の支援	入所者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合の対応	診断前であっても、個室に移しサージカルマスクを着用させる(食事、トイレ等も個室で行う) 医療機関を受診させるにあたっては、医療機関に連絡の上、マスクを着用させ、受診を行う	【参考資料】 資料集：資料7(利用者、職員が発症した場合の対応例)
		疑い患者等のケアを行う職員は、他の階、ユニットを共有しないよう、勤務体制を調整する 有症者の個室に出入りする場合は、必要に応じN95マスク、ガウン、手袋、ゴーグル等の感染防護具を着用して対応し、ケア後は、手洗いを十分に行うと共に、廃棄物については適切に処理を行う	
	通所者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合の対応	事前に決定していた代替サービスを実施する	
	介護等ニーズが高い在宅者への支援	通所サービスが中止となり在宅にいる利用者のうち、一人暮らしや介護度が高い対象者を優先的に、訪問し安否確認や必要なケアを行う	
社会的機能の維持	運営方針報告	業務運営体制を関係者、関係機関へ報告	
	関係機関との調整	取引業者の操業状態を把握し、業者の休業により資源やサービスの確保が難しい場合は、再度優先業務の見直しを行うか、代替業者の確保について対策本部などから情報を収集する	



チェック表4「新型インフルエンザが県内で大流行」  
施設内での集団感染が生じないよう感染防止対策を行う

危機管理	新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の運営		引き続き運営体制を継続し、重要業務へ人材、資源を集中させるための施設内での調整を行う		
情報収集と提供	新型インフルエンザに関する情報収集		国、県の対策本部から提供される新型インフルエンザに関する最新の情報を収集（患者の発生状況、医療体制等についても最新の情報を把握する）		
	職員の安否確認		欠勤した職員の安否確認を行い、感染した疑いがある場合は連絡するよう指導する		
	情報提供			職員へ引き続き感染症対策の強化を指示するとともに、変化が生じた場合にはすぐに報告を求める	
				入所者に対して、外出の自粛、マスクの着用、手洗いの徹底を指導	
				面会者に対して面会中止を説明	
			中止の要請があった場合は、通所サービス利用者とその家族へサービスの中止を説明すると共に、中止後の自宅での感染予防対策（手洗い、うがい、外出の自粛）の徹底を呼びかける。ない場合は、健康管理の徹底と有症状時の対応（施設利用の自粛と自宅での対応、代替措置の説明）		
感染拡大防止	感染予防策の徹底		<p>感染予防対策の強化、徹底 （感染予防策）     サージカル（不織布）マスクの着用     手洗いの徹底 （有症者への対応）     入所者 個室隔離（場合によっては、有症者を同室に集める）     通所者 利用の自粛     職員 出勤停止 （健康管理）     利用者の健康チェック体制の強化     職員の健康状態の把握、報告体制の強化     利用者・職員の家族等に有症者が発生した場合の報告体制の強化 （出勤時の感染リスクの回避）     公共交通機関の利用を控え、自家用車通勤を推奨     状況に応じては、職員の感染機会を減らすため宿直制の採用を検討 （施設管理）     入り口で手洗い、消毒強化     原則職員以外の立ち入りを制限     利用者の外出原則禁止     施設内の消毒強化     施設内の換気、加湿</p>		



	健康状態の把握強化	職員、職員の家族等の健康状態の把握体制の強化 ・職員については出勤時に体温測定と報告、感染防護具の着用を義務づけ ・38 以上の発熱又は自覚症状がある職員、また感染者と濃厚に接触し自宅待機を要請されている職員は出勤をさせない	
		利用者の健康チェック体制の強化 (毎日定時に体温測定を行う)	
	外出の自粛等	施設内へのウイルスの持ち込みを防ぐため、勤務中の職員並びに入所者の外出を制限する また、入所者が一堂に会する行事の中止やボランティア等の施設への来所を中止する	
感染者の 支援	入所者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合の対応	診断前であっても、個室に移しサージカルマスクを着用させる(食事、トイレ等も個室で行う) 有症者が複数確認された場合は、同じ部屋に有症者を集め、専任の職員がケアを行う 医療機関を受診させるにあたっては、医療機関に連絡の上、マスクを着用させ、受診を行う	【参考資料】 資料集：資料7(利用者、職員が発症した場合の対応例)
		疑い患者等のケアを行う職員は、他の階、ユニットを共有しないよう、勤務体制を調整する 有症者の個室に出入りする場合は、必要に応じN95マスク、ガウン、手袋、ゴーグル等の感染防護具を着用して対応し、ケア後は、手洗いを十分に行うと共に、廃棄物については適切に処理を行う	
	通所者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合の対応	事前に決定していた代替サービスを実施する	
	介護等ニーズが高い在宅者への支援	通所サービスが中止となり在宅にいる利用者のうち、一人暮らしや介護度が高い対象者を優先的に、訪問し安否確認や必要なケアを行う	
社会的機能の維持	運営方針報告	業務運営体制を関係者、関係機関へ報告する 事業継続に支障等が生じた場合は、事前に確認した連絡体制に従い行政機関等へ相談を行う	
	関係機関との調整	取引業者の操業状態を把握し、業者の休業により資源やサービスの確保が難しい場合は、再度優先業務の見直しを行うか、代替業者の確保について対策本部などから情報を収集する	

チェック表5「新型インフルエンザが県内で大流行（通所施設閉鎖）」  
通所施設閉鎖時の対応

危機管理	新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の運営		引き続き運営体制を継続し、事業再開に向け、重要業務へ人材、資源を集中させるなど、施設内での調整を行う	
情報収集と提供	新型インフルエンザに関する情報収集		国、県の対策本部から提供される新型インフルエンザに関する最新の情報を収集（医療体制等について最新の情報を把握する）	
	職員の安否確認		欠勤した職員の安否確認を行い、感染した疑いがある場合は連絡するよう指導する	
	利用者の安否確認		施設閉鎖中は、利用者に定期的に連絡を取り、健康状況等確認を行う	
	施設利用者への情報提供		施設閉鎖についての説明および代替サービスの提供方法 利用者とその家族に対して、現在の流行状況と施設再開に向けた情報を提供する	
感染拡大防止	感染予防策の徹底		感染予防対策の強化、徹底 （感染予防策） サージカル（不織布）マスクの着用 手洗いの徹底 （有症者への対応） 職員 出勤停止 （健康管理） 職員の健康状態の把握、報告体制の強化 職員の家族等に有症者が発生した場合の報告体制の強化 （出勤時の感染リスクの回避） 公共交通機関の利用を控え、自家用車通勤を推奨 状況に応じては、職員の感染機会を減らすため宿直制の採用を検討 （施設管理） 入り口での手洗い、消毒強化 原則職員以外の立ち入りを制限 施設内の消毒強化 施設内の換気強化、加湿	
	健康状態の把握強化		職員、職員の家族等の健康状態の把握体制の強化 ・職員については出勤時に体温測定と報告、その他感染防護具の着用を義務づける） ・38 以上の発熱又は自覚症状がある職員は、出勤をさせない ・職員の家族等から感染者が出た場合、職員に症状がなくても潜伏期間の間は、サージカルマスク着用とする	
社会的機能の維持	運営方針報告		業務の閉鎖と再開について、関係者、関係機関へ連絡する 事業再開に向け、支障等が生じた場合は、事前に確認した連絡体制に従い行政機関等へ相談を行う	
	関係事業者との調整		取引業者に対し、業務の閉鎖と再開について連絡し、操業の状況を確認した上で、再開時に業者が休業する場合は、資源やサービスの確保が難しい場合は、再度優先業務の見直しを行うか、代替業者の確保を行う	
	施設の維持管理		業務が再開できるよう、施設の維持管理は継続する	
	介護等二 - ズが高い在宅者への支援		通所サービスが中止となり在宅にいる利用者のうち、一人暮らしや介護度が高い対象者を優先的に、訪問し安否確認と必要なケアを行う	

# 事業継続計画（BCP）の策定方法

## 1．事業継続計画（Business Continuity Plan）とは

### （１）一般論として

中小企業庁の定義によれば、「BCP（事業継続計画）とは、企業が地震や大火災、新型インフルエンザの大流行などの緊急事態に備えて、普段から『緊急時のどの事業を継続させるのか？』や、『そのために何を準備し、どのように継続するのか？』などを検討し、企業にとって中核となる事業を継続するための対策などを取りまとめた計画」のこととされています。

ライフライン関係者など、事業が停止することで最低限の国民生活の維持が困難になる可能性がある企業については、新型インフルエンザの大流行を想定したBCPの策定が求められています。このBCPの内容は、従業員の安全確保（感染予防対策）と、従業員の欠勤増大時の業務継続方法（企業の存続に関わる中核業務を必要最小限のレベルで継続）を取りまとめたものになります。

### （２）社会福祉施設にとってのBCP

社会福祉施設は、利用者へのサービス提供を通して、地域社会に必要な存在となっており、新型インフルエンザの大流行の状況下にあっても、新型インフルエンザ対策本部からの要請により施設の閉鎖を行う場合以外は、極力サービスの継続が求められています。

そのためには、利用者及び職員を感染から守り、職員数を維持するための感染防止対策、継続する業務の絞り込みや臨時休業をする場合の基準や手順などをあらかじめ決めておくことが必要です。これらを取りまとめたものが社会福祉施設のBCPとなります。

各施設の実態に即したBCPが作成できるよう、以下に具体的な作成方法を示します。

## 2. 社会福祉施設におけるBCP策定作業の進め方

別冊の「新型インフルエンザにかかる事業継続計画（BCP）作成例を参照してください。

### （1）危機管理組織の決定（健康危機管理組織）

まず、流行期の危機管理のあり方を検討するために、「新型インフルエンザ対策委員会」といった危機管理組織を作ります。対策委員会のメンバーには、施設経営の責任者や施設の運営責任者である施設長と、実際に対策を実行する各部門の代表（担当者）が入ります。感染症対策委員会を設置している施設では、この委員会を母体にしてもかまいません。施設経営に関わる各職種（施設長、事務職員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士、生活相談員、介護支援専門員など）が関わる必要があります。

この対策委員会では、自施設の利用者の状況や施設の概要、職員の状況等を分析し、施設の運営方針や健康危機発生時の業務の縮小や中断、休業等の協議を行い、この事業継続計画（BCP）を作成します。

健康危機発生時には、この組織で検討を行い、意思決定します。

なお、同一法人で複数の事業所を開設している場合、事業所全体での対策委員会、各事業所での現地対策委員会を設置するなど、各施設が迅速な対応ができるよう検討します。

### （2）基本方針の決定（基本方針）

流行時の事業継続方針について検討します。作成例には、記載例を書いていますますが、施設独自で記載することがあれば追加します。

### （3）施設概要の記載（施設概要）

施設概要については、業務の縮小・中断を検討するときの基礎資料となる重要な項目です。

施設の種類やサービスの内容、利用者の数や状況、サービス必要度、職員の数等を記入します。記入に際しては、調査が必要になる場合があります。

数字が変動するものについては、ある時点の状況を記載し、適宜更新をすると良いでしょう。

### （4）流行時の班体制、役割の決定（健康危機管理組織）

施設の実態に即した流行時の班体制を決めます。

記載例では、課がある大規模な施設で複数の課をまとめた班を想定しています。小規模な施設では、班ではなく担当といったようにしても構いません。

ここで、おおまかに各班（担当）の役割分担を決定し、対策委員会の構成・組織を記載します。

次に事務局や各班の具体的な役割を決めて記載します。

記載例を施設の実態に合わせて書き直し、「(記載例)」の表示や「ポイント」の記載を削除します。(以下、記載内容確定後は、同様に削除します。)

(5) 危機管理組織の長が不在時の意思決定方法、職務代行者の確認

(健康危機管理組織)

県本部からの事業休止要請があった場合や、利用者・職員の状況により、業務の縮小・休止を検討する必要がある場合、危機管理組織の長は、対策委員会を開催し、対応を検討、決定します。

もし、危機管理組織の長が不在の場合は、次の代決者が、危機管理組織の長に代わり、職務を代行できるように必ずしておきましょう。

また、各部門の代表者が不在のときの職務代行者も複数選定しておきます。

(6) 業務の分類 (業務の縮小・中断の考え方)

新型インフルエンザの流行期には、利用者の健康チェックや施設の消毒強化等、感染防止策のため、平常時と比較して必要な業務量が増加します。

しかし、感染により職員が出勤できない事態も起こりえます。職員の欠勤により通常どおりのサービスが提供できない場合、一部のサービス(入浴、プログラム活動、機能回復訓練など)の中止や、サービス提供時間の短縮、利用者の人数制限などによるサービスの縮小が考えられます。

どのサービスをどれくらい縮小するのか、中断するのかなどを検討するために、自施設で行っているサービスの優先順位を事前に検討しておく必要があります。

サービスの縮小や中断をする場合、利用者の中には、代替措置について関係機関と協議が必要な場合があります。

さらに職員の欠勤者が増え、最低限のサービス提供も困難になれば、速やかに臨時休業を検討します。

通常は、最低限のサービスを継続維持するために必要な業務を決めますが、逆にイベントなど中断・縮小ができる業務を洗い出した方が早い場合もあります。

新型インフルエンザ流行期に保育所、学校や介護施設が休業しても出勤可能な「非常時出勤可能職員数」を元に、中断業務、縮小業務を検討し記載します。

手薄となる職種に対しては、他業務の担当者や併設施設からの応援が可能かどうかなども考慮して検討してください。

(7) 感染予防と感染拡大防止 (感染予防と感染拡大防止)

記載例で、施設の実態に合わない所があれば、修正します。

罹患した利用者の健康チェックや安否確認などの方法についても記載しておくことが必要です。

( 8 ) 業務休止対応 ( 業務休止対応 )

県対策本部からの要請があった場合や、自施設の利用者および職員の罹患状況等により、業務休止に向けての検討が必要となりますので、検討のための判断基準や関係者への周知の方法を具体的に記載しておきましょう。

( 9 ) 業務再開に向けて ( 業務再開 )

流行状況や県対策本部からの情報提供に基づき、業務再開に向けての検討を行うことを記載しておきます。

検討にあたっては、危機管理組織の長は、対策委員会を開催し、意思決定します。

なお、事業休止中の施設のメンテナンス等についても、記載しておく和良好的でしょう。

取引業者や施設利用者の家族等への周知方法も記載しておきます。

( 10 ) 策定した事業継続計画の検証

BCPが一通りできたら、その計画が実際に運用可能か検証することも必要です。

手引き P 9 ~ 16 のチェック表を参考に、各発生段階で必要な対策が網羅されているか確認します。

また、作成したBCPは定期的な見直しが必要です。

## 資料集

### 対応組織の検討用資料

資料 1	各発生段階における実施業務及び職員配置の概要	2 2
資料 2	緊急連絡網	2 3
資料 3	新型インフルエンザ発生時の職員勤務態勢事前調査例	2 4

### 感染防止対策用資料

資料 4	手洗いの基本	2 5
資料 5	消毒方法について	2 8
資料 6	新型インフルエンザ用 感染防御資材一覧	3 0
資料 7	利用者・職員が発症した場合の対応例	3 4

### チラシ、ポスター

資料 8	利用者・家族への情報提供チラシ	3 5
	平時 海外発生時 県内発生、通所サービス休止時	
資料 9	面会者の方へお願い	3 8
	海外発生時 県内発生、面会中止時	
資料 1 0	家庭でできる新型インフルエンザ対策	4 0
資料 1 1	咳エチケット	4 1

各発生段階における実施業務及び職員配置の概要

発生段階		各発生段階における実施業務	実施業務及び職員配置
前段階	未発生期 新型インフルエンザが発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時優先業務の内容、実施に必要な職員数等の整理や職員配置基準の整備</li> <li>事務引継書、各種業務マニュアル等の整備</li> <li>マスク等の必要物品の備蓄</li> </ul>	<p>職員 100%</p>
	第一段階 海外発生期 海外で新型インフルエンザが発生した状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の準備</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (海外発生に対応)</li> <li>通常業務の実施</li> </ul>	<p>職員 100%</p>
第二段階	国内発生早期 国内で新型インフルエンザが発生した状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の準備</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (国内発生に対応)</li> <li>継続業務の実施</li> <li>縮小業務の実施</li> <li>感染拡大防止のための中断業務を取りやめまたは延期</li> </ul>	<p>職員 100%</p>
	第三段階 県内感染拡大期 県内において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の実施</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (県内感染拡大期に対応)</li> <li>継続業務の実施</li> <li>縮小業務の順次縮小</li> <li>利用者への影響の少ない中断業務の順次取りやめまたは延期</li> </ul>	<p>職員 61% ~ 100%</p>
第三段階	県内感染まん延期 県内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の実施</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (県内感染まん延期に対応)</li> <li>継続業務の実施</li> <li>縮小業務を必要最小限実施</li> <li>中断業務の取りやめまたは延期</li> </ul>	<p>職員 60%</p>
	県内回復期 県内において、ピークを越えたと判断できる状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の実施</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (県内回復期に対応)</li> <li>継続業務の実施</li> <li>縮小業務を順次回復して実施</li> <li>中断業務を順次再開</li> </ul>	<p>職員 61% ~ 100%</p>
第四段階	小康期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常体制に復帰</li> <li>新型インフルエンザ対応業務の実施 (小康期に対応)</li> <li>これまでの対応についての課題を検証</li> </ul>	<p>職員 100%</p>

この資料は、【第一段階】新型インフルエンザの発生で、対応業務が追加されること  
 【第二段階】職員の欠勤が起こらない状況であっても、対応業務の増大により、急を要しない業務の中断、縮小が必要になる場合があること  
 【第三段階】流行期(県内感染まん延期)の職員の出勤率を60%程度と想定した場合、継続すべき中核業務にマンパワーを集中させることを表しています。



資料2 緊急連絡網

【総合相談窓口】 新型インフルエンザ発生時に設置

本部名	電話番号	夜間・休日 電話番号	FAX番号	住所
県新型インフルエンザ対策本部 新型インフルエンザ相談電話	097-506-2781			大分県庁内

【保健所】

保健所名	電話番号	夜間・休日 電話番号	FAX番号	管轄地域
東部保健所	0977-67-2511	留守番電話対 応(携帯電話 番号を案内)	0977-67-2512	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	0978-72-1127		0978-72-3073	国東市、姫島村
中部保健所	0972-62-9171		0972-62-9173	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	097-582-0660		097-582-0691	由布市
南部保健所	0972-22-0562		0972-25-0206	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162		0974-22-7580	竹田市、豊後大野市
西部保健所	0973-23-3133		0973-23-3136	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	0979-22-2210		0979-22-2211	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165		0978-22-2684	豊後高田市
大分市保健所	097-536-2222		097-532-3105	大分市

【県・市 関係課】

関係課名	電話番号	夜間・休日 電話番号	FAX番号	所管施設
県高齢者福祉課	097-506-2684	097-536-1111 (県庁代表)	097-506-1737	高齢者施設
県子ども子育て支援課	097-506-2707		097-506-1739	児童福祉施設
県障害福祉課	097-506-2731		097-506-1740	障がい者施設
県地域福祉推進室	097-506-2622		097-506-1732	地域福祉センター他
県健康対策課	097-506-2669		097-506-1735	(感染症対策担当課)
市 課				

県保健所では、夜間休日は留守番電話で緊急時連絡先(携帯電話)を案内しています。

県関係課の電話番号は担当班の直通電話番号を記載しています。貴施設を所管する担当者の近くの電話とは限りませんので、実態に応じ修正して使用してください。

市関係課の電話番号は確認の上、記載してください。

資料3

新型インフルエンザ発生時の職員勤務体制事前調査について(例)

1 調査目的

新型インフルエンザ発生時に家族の介護などで出勤が困難な人を事前に把握し、勤務体制を検討するため

2 想定される事態

- ・1週間程度、幼稚園や保育園が休園、学校が休校になる
- ・1週間程度、高齢者、障がい等の通所介護サービス事業所が休止になる

3 記入要領

あなたが、2の状況において勤務できるかどうかを判断し、以下の表に記載してください

職 名	氏 名	勤務対応(いずれかの欄に 印を記入)			摘 要
		毎日 フルタイム可	週3回程度可 (共働きである が配偶者等が 交替で対応等)	出勤困難 (職員以外に 育児、介護する 者がいない)	

\* 職員やその家族が新型インフルエンザに罹患した場合は、その都度勤務体制を見直す予定

## 資料4

### 手洗いの基本



#### \* なぜ手洗いが必要か？

- ・入所者の身体に触れることが多く、分泌物や排泄物に直接接触する可能性があり、手には病原体が付着しやすい。
  - ・介護者の手を介して感染が拡大する危険性がある。
- つまり、手洗いをきちんと実践することは、感染経路を遮断して、感染症の発生や拡大を未然に防ぐことにつながる。

そのため、「感染防止は手洗いに始まり、手洗いに終わる」「手洗いは感染防止のためのたった1つの重要な要素」等とその重要性が語られている。

#### \* 手洗いのポイント

##### \* いつ手を洗ったらよいか？

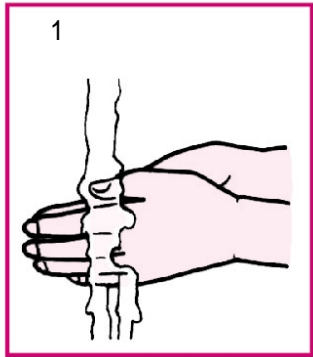
- ・一処置一手洗い（同じ方に次のケアを行う前、汚染部分から清潔部分へ移るとき）  
他の部位からの病原体で、次の部位を汚染させないため。
- ・手袋を外した後も手洗いをする  
手袋をしていたので、手袋を外した後の手は清潔と思いがちだが、手袋を外すときに汚染した手袋の表面に触れ、手指を汚す危険性が高いため。  
手袋には目に見えない小さいピンホールと呼ばれる穴があいていることがあり、そこから病原体が進入し、手が汚染される可能性があるため。
- ・配膳の前 汚れた手で食品を汚染し、病原体が侵入するのを防ぐため。
- ・トイレの使用後 排泄物には病原体がたくさん含まれているので、手が汚染される可能性が高いため。
- ・勤務交代の始めと終わり 病原体を家から持ち込まない、施設から持ち帰らない
- ・体液や分泌液、血液、排泄物に触れた後  
感染症に罹患している、していないに関わらず、これらは感染源となりうるものとする。つまり、これらに触れた手は汚染と考え、触れた後は必ず手を洗う。

##### \* 気をつけること

- ・時計、指輪ははずす 洗い残しのないように
- ・爪は短く切っておく 爪の間には汚れが溜まりやすい。爪の間は洗い残しやすい。
- ・液体石けんを使う  
固形石けんは、使用後に濡れた状態になり、ほこりや汚れが付きやすく、病原体も付着・増殖しやすい。そのため、固形石けんを使うことによって、かえって手を汚してしまう危険性がある。  
液体石けん使用時の注意：石けん液を汚染しないため、継ぎ足しはしない。詰め替えは容器をよく洗い、乾燥させてから行う。石けんの出口に手を直接触れないようにする。

- ・指の間、爪の間、親指の付け根周りは汚れが残りやすい  
病原体の格好の隠れ場所になるので、意識してよく洗う。
- ・ペーパータオルを使用し、完全に乾かす。タオルの共有はしない  
手が濡れているとほこりや汚れ、病原体が付着しやすい。  
タオルを介した病原体の伝播を防ぐ。
- ・蛇口をひねるときにペーパータオルを使って、蛇口に触れることによる手の再汚染を防ぐことも1つの方法。
- ・手荒れを防止するため、手のスキンケアに心がける  
手が荒れるとささくれの隙間に病原体が増殖しやすい。病原体を伝播しないためでもあり、自分の身を守るためでもある。  
スキンケアの例：高温の湯による手洗いは避ける、弱酸性の液体石けんを使う、手洗い後は水気をしっかり拭き取る、ハンドクリームを使用する、手荒れがひどいときは皮膚科を受診する
- ・手洗い場周囲のしずくはこまめに拭き、常に乾燥させておく  
濡れたままの状態では、ほこり、汚れや細菌が付着しやすい。また、水分、温度、栄養（人の脂肪分）の条件が整うと病原体がますます増殖する。そのため、手洗い場が濡れていると、せっかく洗った手を汚染しやすくなり、手洗いをしたにも関わらず病原体を伝播する危険性が高くなる。
- ・目に見えた汚れがなく、簡易手洗いとして消毒用アルコール（ウエルパス等）を使用するときは適量 3~5ml を守り、15秒以上、流水での手洗いと同じように正しい手技で十分擦り込む  
適切な使用量と擦り込み時間を守らなければ、消毒用アルコールの効果は落ちる。
- ・目に見えて汚れがあるとき、血液など蛋白性物質で汚染されたときは、流水を用いた手洗いを必ず行う  
血液など蛋白性物質があると、消毒用アルコール（ウエルパス等）の効果が落ちる。

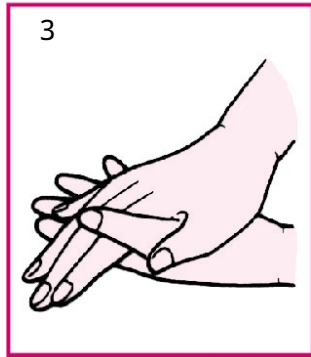
# 効果的な手洗いの方法



1  
流水で洗淨する部分をぬらす



2  
液体石けんを手のひらにとり、よく泡立てる



3  
手のひらをあわせて洗う

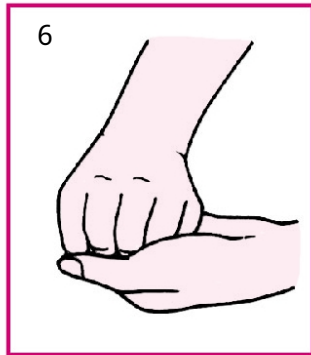


4  
手のひらで手の甲を包むように洗う  
反対も同様に



5  
指の間は洗い残しやすい！

指を組み、指の間もよく洗う

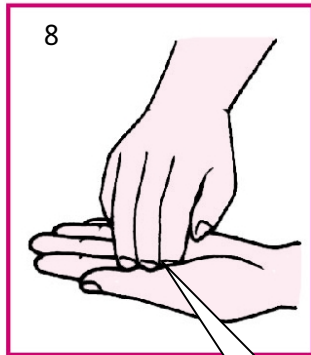


6  
手をまるめて、指までよく洗う

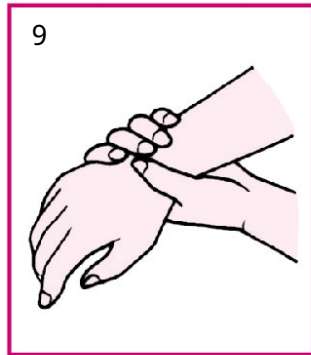


7  
親指の付け根周囲は洗い残しやすい

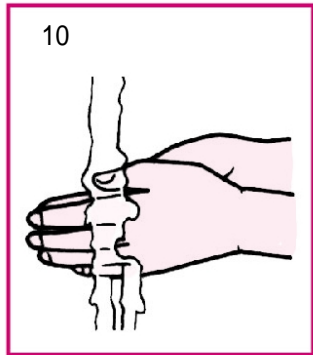
親指の周囲もよく洗う



8  
指先、爪もよく洗う



9  
両手首までいねいに洗う



10  
流水で洗い流し、ペーパータオル等で拭く  
使用したペーパータオルで蛇口を閉める

爪の間は洗い残しやすい！

## 資料 5

### 消毒方法について

感染者が咳やくしゃみを手で抑えた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、瘡に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられる。このため、清掃や消毒を行うことにより、ウイルスを除去することができる。

#### 消毒場所・頻度

通常のコソ掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。

頻度については、どの程度、感染者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。

#### 消毒薬

インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、イソプロパノールのような消毒用エタノール製剤、などが有効である。

消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりが起こる可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

(必ずふき取りで消毒を行う)

#### 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは原液を希釈し、0.02w/v%(200ppm:調理器具、床、ドアノブ、便座などに使用)~0.1w/v%(1,000ppm:吐物、便で汚染された場所・物に使用)の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。(希釈後の有効期限の目安 0.02%:1週間、0.1%:1ヶ月)

30分間の浸漬あるいは消毒液を浸したペーパータオル等による拭き取り消毒を行う。

#### イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを用いて消毒を行う。

消毒液を十分に浸したペーパータオル等を用いた拭き取り消毒を行う。

#### その他注意事項

- ・作業者は、必要に応じてサージカルマスクや手袋等を着用して消毒を行う。
- ・作業後は、流水・石鹼又は消毒用アルコール製剤により手を洗う。
- ・清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯する。ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。

## 【その他消毒方法】

### 食器 - 衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、通常どおりに洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。

### 壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

### 床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液(血液、尿、便、喀痰、唾液等)が存在している箇所については、消毒を行う。

## 資料 6

### 新型インフルエンザ用 感染防御資材一覧

#### 一般的な新型インフルエンザの感染防御に使用する感染防護具

##### 1. サージカルマスク



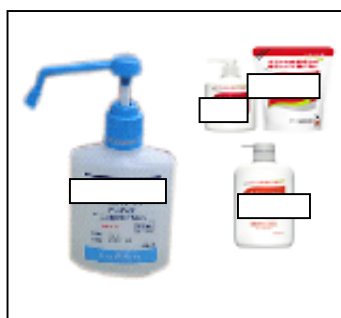
症状のある人がマスクを着用することによって、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぐことができ、感染拡大を防止できる。

マスクには、市販の不織布製のマスク(医療用のサージカルマスク)とN95マスクのような密閉性の高いマスクがある。N95マスクは、患者と接するリスクの高い場合においてのみ着用を検討し、通常は市販の不織布製のマスクを使用する。マスクの装着にあたっては説明書をよく読み、正しく着用する。

特に顔に合っているか注意する。

マスクの外に病原体が付着するリスクがあるため原則使い捨てとし、捨てる場所や捨て方にも注意をして他の人が触れないようにする。

##### 2. 石鹼、手指消毒剤



水と石鹼による手洗いで付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げるとともに、手指消毒用アルコール製剤を用いてウイルスを死滅させる。施設に入る前、出る際、また利用者のケア等を行う前後、また環境整備後(手袋を使用していた場合でも、手袋を外した後に)に、必ず石鹼(液体のものが好ましい)、流水で手洗いを行いウイルスを除去する。

手指消毒剤はアルコールが60~80%程度含まれているものを用いる。

##### 3. 手袋



手袋は、手についた新型インフルエンザウイルスが、口や鼻に触れる、吸い込まれて感染することを防ぐ目的で、消毒作業や環境整備、新型インフルエンザ患者のケア等を行う際に使用する。使い捨てのものを用いる。滅菌されている必要はない。

手袋を着脱した後は、直ちに流水で手を洗い、消毒用アルコール製剤を擦り込む。



## 新型インフルエンザ疑い患者等をケアする際の感染防護具

以下の感染防護具については、保護する能力は高いが、長時間の着用は難しく、コストも高い。また、正しい装着をしないと効果が得られないため、施設の運営方針とあわせて、備蓄について施設で検討を行うと共に、着脱方法について、事前に医療従事者の指導を受けながら確認をしておくことが重要です。

1. N95マスク N95 マスクは密閉性が高く、感染源が顔面とマスクの隙間から侵入しないよう、顔面に密着するよう設計されている。よって、長時間の使用が困難なため、N95 マスクの着用は、患者と接するリスクの高い場合においてのみ着用を検討する。着用にあたって、フィットの確認や着用の教育が必要である。正しい使用が行えない場合には効果が十分に発揮されない。  
使い捨てが基本。
2. ガウン 新型インフルエンザ患者と直接触れるようなケアを行う場合、ウイルスが直接衣服に付着するのを防ぐ。使い捨てが基本。
3. ゴーグル 新型インフルエンザウイルスが、目の粘膜から感染するため、目の粘膜保護を目的に装着する。  
ガウン同様、患者と直接触れるようなケア、または顔を近づけてケアを行う場合等に用いる。  
消毒をすることで、繰り返し使用が可能。



その他、手袋も合わせて着用する。

感染防護物品を購入するにあたっては、次の点に考慮して検討を行う

- \* 感染のリスクに応じた保護具を選択し、実際に使用する職員の意見を聴取する。その際、保護具の密着性、快適性などについても考慮する。また、候補となる保護具は複数の型やサイズを選択する。
- \* コストを評価する。管理面又は環境面の改善により保護具が不要となり全体として費用がかからないことがある。
- \* 個人の身体、保護する部分に合うものかを確認する。
- \* 流行時に安定した供給が可能か確認する。
- \* 保護具の選定を行ったら、個人に配布して一人一人の身体の形にあっていないかを確認する。その際正しい着用方法を指導する。個人にあったサイズを確認して、記録しておく。
- \* 使用可能なものを選ぶ。

## 感染防護具の廃棄について

防護具は、着用者への感染の防護とともに、着用することで他へ汚染を広げないようにするものです。しかし、汚染された防護具の廃棄や取り替え時には自らが感染したり、新たな感染源を作ってしまうおそれがあるため注意が必要です。

基本的には防護具は、使い捨てします。しかしコストもかかることや流行の初期において防護具が不足してしまうこともあります。そのような状況では使用時間を長くする、繰り返し使用するといったことが必要になるかもしれません。しかし、表面には何が付着するかわからないため、なるべく1日に1,2回は交換する。

すべての防護具を外した後は、保護具にウイルスがついている可能性もあるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。

また、廃棄場所をきちんと定め、その処分をする人が感染対策についても十分に検討しておく必要がある。

使用済みのものを捨てる場所においても接触感染するリスクがあることから、ノータッチ廃棄容器(足でペダルを押すことのできる廃棄容器)などを使用する。

施設の運営方針とあわせて、施設での備蓄の必要性を判断

感染防護物品リスト

目的	用品	必要数(目安)	在庫数	備蓄の要否	必要数
一般の感染症対策に使用	サージカルマスク	1日2枚(1人あたり)			
	手指消毒剤	手洗い箇所数 + 出入り口数			
	石鹼(液体)	手洗い箇所数			
患者や疑い患者のケアの際に使用	N95マスク	(8週間分の目安) 2枚/日 × 職員数 × 8週間 * 使い捨て			
	ガウン	(8週間分の目安) 2枚/日 × 職員数 × 8週間 * 使い捨て			
	ゴーグル	職員数 (消毒により再利用可)			
施設の消毒に使用	消毒剤 (消毒用エタノール)				
	消毒剤 (次亜塩素酸ナトリウム)				
	手袋	(8週間分の目安) 現在の1日あたりの使用量 × 8週間分			

日常生活品リスト(一時的に不足が予想されるもの)

用品	必要数(目安)	在庫数
体温計		
水枕・氷枕		
うがい液		

新型インフルエンザの発生後は、マスク等の感染予防物品の需要が急増し入手が困難になることが想定されるため、各施設において必要な物品をあらかじめリストアップし、備蓄するかどうかについても検討を行っておくことが重要です。

また、感染防護物品の他にも、物流の停滞等の影響で、食料品等の日常生活品も一時的に入手しにくい状況に陥ることが予想されます。施設の運営方針とあわせて、そのような状況に陥った際の対応として、非常食の備蓄等について検討を行っておく必要があります。

## 資料7

### 利用者・職員が発症した場合の対応例

#### 利用者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合の対応

- ・ 入所者が新型インフルエンザ様の症状を呈した場合には、診断前であっても、個室に移してサージカルマスクを着用してもらいます。  
食事、トイレ等も個室で行いますので、ポータブルトイレ等を設置します。
- ・ 疑い患者のケアを行う職員は、他の階、ユニットを共有しないよう、勤務体制を調整します。  
有症者の個室に出入りする場合は、必要に応じN95マスク、ガウン、手袋、ゴーグル等の感染防護具を着用して対応します。  
ケア後は、手洗いを十分に行うと共に、廃棄物については適切に処理を行います。
- ・ 医療機関を受診させるにあたっては、新型インフルエンザ発熱相談センターに問い合わせの上、受診できる医療機関を確認の上、受診を行う。

#### 新型インフルエンザ疑いの職員が発生した場合の対応

新型インフルエンザが県内で発生し始めると、職員の中にも新型インフルエンザを疑う症状を呈する者が出てくることが予想されます。

職員が施設内に新型インフルエンザを持ち込まないために、対策を徹底します。

- ・ 出勤前に各職員が体温測定を行い、発熱がある職員は出勤を控える。  
また、感染拡大の初期段階(疫学調査により患者の感染経路が追跡できる段階)では、新型インフルエンザの患者または疑いのある者と濃厚接触した職員については、潜伏期間の間自宅待機を要請される可能性がある。  
その後についても、職員の家族等から新型インフルエンザ患者または疑い患者が発生した場合には、報告を求めると共に、健康観察を慎重に行いながら、マスクを着用の上、できるだけ利用者・職員との接触の少ない業務に従事させる。
- ・ 出勤の際は公共交通機関の利用を控え、自家用車の利用等、感染のリスクの低い方法で出勤するよう求める。
- ・ 出勤の際は必ずマスクを着用し、施設に入る際には必ず手洗いをを行い、施設内にウイルスを持ち込まないようにする。
- ・ また、状況に応じては職員の感染機会を減らすために宿直制の採用等も検討する。

## 利用者及び家族の皆さまへ

皆さんは「新型インフルエンザ」という言葉をお聞きになったことがありますか？

「新型インフルエンザ」とは、毎年冬場に流行する通常のインフルエンザとは異なり、動物（主に鳥など）が持っているこれまで人間に感染しなかったインフルエンザウイルスが変異して、人間に感染するようになったものをいいます。

現時点では新型インフルエンザは発生していませんが、万が一新型インフルエンザが世界のどこかで発生すると、世界中に感染が広がり、ほとんどの人が免疫をもっていないために、多くの人々が感染して、死亡する人の数も増えると言われています。

過去には、大正時代に「スペイン風邪」という新型インフルエンザが発生、県民の 3 分の 1 が感染し、6 千人弱の人が亡くなったという記録が残っています。

また、新型インフルエンザが発生すると、短期間に多くの患者がでるため、医療機関が混雑したり、医療品が一時的に品薄になるなど、その他、社会、経済にも多大な影響を及ぼすことが考えられます。

そのため、新型インフルエンザが発生する前に、新型インフルエンザについて正しい知識をもって、発生した時にパニックにならないことが大切です。

### 【新型インフルエンザ発生に備えて】

新型インフルエンザが発生してもパニックにならないよう、日頃から備えをしておくことが大切です！！

インフルエンザを予防するため、普段から手洗い、うがい、咳エチケットを心がけましょう

発生時には感染の広がりを防止するため、外出を控えることが望まれます

そのため日用品やマスク等を備蓄しておきましょう

家族と新型インフルエンザの対策について話し合いをしましょう



### 【万が一新型インフルエンザが発生したら……】

感染のひろがり防ぐため（人と人との接触を少なくして感染が広がらないようにします）  
国や県等の要請で施設（通所サービス）を休止します。また、施設へのインフルエンザの持込を防ぐため、入所者への面会を中止します。

そのような状況になった時に、自宅で介護をする人が確保できるか、生活が可能かどうかについて、ご家族とぜひ話し合いをしておくことをお勧めします。

## 利用者及び家族の皆さまへ

平成 年 月 日に、 国で、新型インフルエンザが発生したことが確認されました。国内では、新型インフルエンザの発生は確認されていませんが、今後、日本国内でも発生する可能性が十分考えられます。

国内で新型インフルエンザが発生した場合、施設内への持込を防ぐため、面会の制限や来所時の検温などを行いますので、ご協力をお願いします。

また、国や県などの行政機関の要請により、通所サービスを休止することがあります。

通所サービスを休止するときは、皆様には改めて御連絡差し上げますが、各ご家庭においてはその旨準備方よろしく御願います。

また、新型インフルエンザの発生に備えて、以下のことに注意しましょう。

### 咳エチケットを徹底しましょう

新型インフルエンザ感染予防の基本は、『咳エチケット』です。

国内では新型インフルエンザの発生は確認されていませんが、発生に備えて日頃から『咳エチケット』を習慣付けましょう。

### 食料・日用品の備蓄のお願い

今後、新型インフルエンザが県内で発生すると、感染の機会を少なくするため、外出の自粛が要請されます。

2週間ほど外出しなくてもよいくらいの食料・日用品の備蓄をしておきましょう。

### 新型インフルエンザに関する相談電話のお知らせ

大分県でも、新型インフルエンザに対する皆さまの不安に対応するために県庁内に相談専用電話を開設していますので、ご相談ください。



新型インフルエンザ相談電話

- -

# 利用者及び家族の皆さまへ 新型インフルエンザが発生しました！！ サービスを休止します

で、新型インフルエンザの発生が確認されました。

新型インフルエンザは、その免疫をほとんどの人がまだ持っていないことから、急激な感染拡大が予想されます。

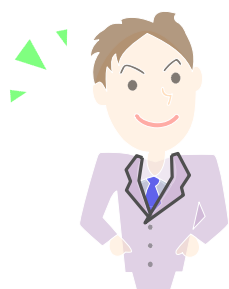
つきましては、感染拡大防止のため国や県などの要請に基づき、月 日から通所サービスを休止するとともに、施設へのインフルエンザの持込を防ぐため面会を中止します。

サービス再開の予定は、今後の流行状況等から判断するため未定ですが、再開の目処が立ちましたら改めて御連絡差し上げます。

利用者及びそのご家族におかれましては、感染を防ぐために、今後、国や県の提供する情報に注意し、感染予防対策の取組みにご協力をお願いします。

なお、サービスの休止に伴い自宅での生活等に不安をお持ちの方には、下記で相談を受け付けますので - - へ御連絡願います。

**新型インフルエンザ対策にご協力願います**



**不要な外出を控える**

外出時はマスクを着用し、外出後は手洗いやうがいをする  
十分な栄養・休養を取り、体力や免疫力を高めておく  
今後の新型インフルエンザ情報に十分注意する  
症状が出たら、すぐに保健所へ連絡をする



**県庁新型インフルエンザ 相談電話** - -

資料 9 -

## 面会者の方へ（お願い）

平成 年 月 日に、 国で  
新型インフルエンザが発生したことが確認されまし  
た。

国内では、新型インフルエンザの発生は確認されて  
いませんが、今後の国内での発生に備えて、現在施設  
では感染対策を強化しています。

つきましては、面会の際には入口の消毒剤で手指を  
消毒の上で、施設内へお入りいただきますようご協力  
をお願いします。

また、体調の悪い方、 国から帰国されたばかり  
の方については面会をお断りしますことがあります。  
ご理解の程よろしく御願いいたします。

施設名





資料 9 -

## 面会者の方へ（お願い）

県内で新型インフルエンザの患者の発生が確認されたことに伴い、当施設では施設内への新型インフルエンザの持込を防ぐため、職員以外の施設内の立ち入りをお断りしています。

ご理解・ご協力の程の程よろしく御願いたします。

なお、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ願います。

施設名  
連絡先 -



# 家庭でできる 新型インフルエンザ対策

自分や大切な家族を守るために！

## 1. マスクと食糧の備蓄

外出を避けるため今から備蓄(2週間分)を！



## 2. 外出を控えましょう

流行が始まったら人ごみへの外出を控える！



## 3. ガガったと思ったら...

受診する前に、最寄りの保健所に電話で相談

いきなり医療機関を受診すると、  
そこで感染が広がります



新型インフルエンザ きちんと予防すれば怖くない!!

## インフルエンザ予防の基本「咳エチケット」



せき  
咳やくしゃみをするときは、  
ハンカチやティッシュで  
口と鼻を被いましょう。



使用したティッシュは  
ゴミ箱に捨てましょう。



呼吸器症状のある方は  
マスクをしましょう。



咳やくしゃみをした後は、  
手を洗いましょう。

大分県  
社団法人大分県医師会  
NPO法人 感染制御大分ネットワーク